

2018年1月18日

Japan tax alert

EY税理士法人

タイ内閣、 移転価格法草案を承認

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

エグゼクティブ・サマリー

2018年1月3日、タイ内閣は、具体的な移転価格条項を歳入法に追加する移転価格法の草案(以下、「本草案」)を承認しました。この承認は、2015年5月に原則承認された第1草案について行われた2017年7月の公聴会に続くものです。立法手続きと公示を経て法律となり2017年1月1日以降に開始する会計年度に適用される予定です。過去において税務当局は移転価格調査にあたって、2002年に発行された当局のガイドラインに依拠してきました。提案された条項により、タイ移転価格税制の実施と執行はより明確に規定されます。

本草案の下では、法人納税者は年次法人税申告書とともに、報告書を作成し提出することが義務付けられています。本草案はまた、追加の書類を要求し課税所得と損金を更正する権限を税務当局に付与しています。年次報告書の要件を遵守しない場合は、罰金が科されます。

本草案の主要事項は、以下のようまとめられます。

詳細

報告書の要件と罰則

納税者は、年次法人税申告書とともに、報告書を作成し提出する義務があります。報告書には、該当する関連者について、所有権、経営又は支配権の観点からの説明と関連者間取引の総価額が含まれていなければなりません。要件を充足した報告書の提出を怠ったり、不完全もしくは誤った報告書を提出した場合、罰金は20万バーツ(6,200米ドル)になります。

移転価格の更正権限

税務当局は、関連者間取引に関わる課税所得及び損金について、独立企業原則に基づいていない場合は更正を行う完全な権限を与えられています。税務当局は、移転価格調査の目的で、法人税申告期限から5年以内は追加の文書を要求することができます。

発効日

草案法は、2017年1月1日以降に開始する会計年度において有効となります。

免除納税者

特定の基準(収入が3,000万バーツ(930,000米ドル))未滿、又は移転価格税制と共に公表される予定の内閣令に定められた基準額未滿の年次収入を有する法人納税者は、年次移転価格開示要件が免除されます。

巻末注

1. 2015年7月10付 EY Global Tax Alert, [Thailand release draft transfer pricing act](#), をご参照ください。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

須藤 一郎
古瀬 裕久

パートナー
エグゼクティブ ディレクター

ichiro.suto@jp.ey.com
hirohisa.furuse@th.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](#) をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](#) をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180118

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](#)